平成31年度 安堵町一般会計当初予算 消費税引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分)の使途について

平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税が5%から8%へ引き上げられたことに伴う、地方消費税交 付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員人件費は 除く)に充てるものとされています。平成31年度安堵町一般会計当初予算における社会保障施策経費への充 当状況については、下記のとおりです。

【歳 入】 地方消費税社会保障財源交付金(社会保障財源分) 51,657千円 【歳 出】 地方消費税社会保障財源交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策 に要する経費 353,503千円

							(単位:千円)
			財	源「	为 訳		
			特定財源			一般財源	
区分	事 業	予算額	国県支出金	地方債	その他		うち地方消費 税交付金(社 会保障財源化 分)
社会福祉費	老人福祉費	58,821	653		6	58,162	12
	医療対策費	51,205	17,788			33,417	5,111
	自立支援給付費	136,508	101,638			34,870	19,297
	地域生活支援事業費	17,461	9,823			7,638	531
	小 計	263,995	129,902		6	134,087	24,951
児童福祉費	10 da le 11 (v) de da						
	児童福祉総務費	17,544	8,018		3,624	5,902	2,455
	児童措置費	94,010	78,539			15,471	13,348
	こども園費	204,974		2,800	34,353		5,955
	小 計	316,528	92,894	2,800	37,977	182,857	21,758
保健衛生費	予防費	20,024				20,024	2,834
	保健衛生費	22,208			1,890	16,535	
	小 計	42,232			1,890	36,559	4,948
合 計		622,755	226,579	2,800	39,873	353,503	51,657

[※]地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要した一般財源の比率に按分して充当しています。